

一般国道の直轄区間の見直しに係る 個別協議の状況に関する確認事項

国土交通省
横浜市

一般国道の直轄区間の見直しについては、地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、第2次勧告までに、具体案を得ることとされております。

このため、国土交通省と横浜市双方において、

- ①一般国道の直轄区間の移管に伴い、その整備等に必要な財源措置その他の措置が十分に講じられること
- ②移管の時期については、事業中の箇所があること等を踏まえ、今後、適切な時期を横浜市と協議すること

を前提に、一般国道の直轄区間の見直しに関する個別協議の現時点における状況については、下記の通りです。

記

（1）移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

①早期の移管が可能と見込まれるもの

該当なし

②一定期間後（整備後等）に移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長	備考
国道1号	神奈川区立町	西区浜松町	約4km	・現在事業中区間の整備完了時期
国道16号	金沢区六浦東	西区高島町	約18km	・現在事業中区間の整備完了時期 ・未着手区間の整備計画
国道16号	西区浜松町	旭区上川井	約13km	・現在事業中区間の整備完了時期 ・未着手区間の整備計画
合計			約35km	

(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの

該当なし

※(1) 以外の横浜市域内の直轄国道(63km)については、今後、道路ネットワークにおける役割など、路線の特性を踏まえ、移管の是非について引き続き協議します。

以上。